

市内病院  
介護保険施設  
グループホーム  
有料老人ホーム  
軽費老人ホーム  
養護老人ホーム  
サービス付き高齢者向け住宅  
地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
小規模多機能居宅介護 各位

岡山市介護保険課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定（更新申請）の臨時的な取扱いについて

新型コロナ感染症の感染拡大防止に向け、平素よりご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、令和2年2月18日及び令和2年4月7日付厚生労働省通知に基づき、要介護認定の臨時的運用をしていますが、令和2年4月27日付で厚生労働省が運用を再整理したことを受け、要介護認定（更新申請）においては、下記のとおり臨時的取扱いといたしますのでお知らせします。

#### 記

#### 1 要介護（要支援）更新申請の有効期間の延長について

在宅、施設入所、病院入院中すべての被保険者の更新申請において、新型コロナ感染症の影響により面会が困難な場合においては、申し出書を提出することにより、認定調査を行うことなく、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月延長します。

※訪問調査員による面会が可能な場合や、面会禁止であっても施設職員による調査が可能な場合は、従来通り認定調査を行うことが基本です。

※「面会が困難な場合」とは

- ・被保険者及び同居する方が感染もしくは感染の疑いがある場合
- ・施設、病院として訪問調査を禁止している場合
- ・施設、病院は訪問調査を禁止していないが、感染リスクを避ける観点から、本人、家族等が訪問調査を受けたくないご意向がある場合
- ・在宅等で、感染リスクを避ける観点から、本人、家族等が訪問調査を受けたくないご意向がある場合
- ・認定更新に必要な病院受診ができない場合 等

#### 2 手続き等

- (1) 更新申請の手続きをされた方が対象となりますので、申請手続きは必ず行ってください。申請は、郵送でも受付します。
- (2) 施設・病院等が訪問調査を禁止する場合は施設・病院長を申し出者とする、また、本人・家族等が訪問調査を拒む場合、本人等を申し出者とする、12ヶ月延長の申し出書が必要です。  
更新申請と同時に申し出が可能です。なお、本人意思等の事前確認を皆様にお願ひするものではございません。訪問調査員によるアポイント時の把握でも十分対応できます。  
各申し出書書式はHPにも掲載しています。また、更新申請した福祉事務所へ交付または送付できます。
- (3) 新規申請・変更認定申請は、上記の臨時的な取扱いの対象となりませんのでご注意ください。
- (4) 上記の内容については、今後、国からの通知等により取扱いが変更となる場合があります。

問い合わせ

介護保険課管理係 086-803-1240  
各福祉事務所介護サービス係